

# デザインビルドによる学校改修工事

令和2年度  
神戸市立学校大規模改修事業

神戸市建築住宅局建築課

令和3年1月20日



## ( 目次 )

1. デザインビルド導入の経緯
2. デザインビルドとは
3. トイレ改修の概要
4. 入札参加に必要な手続き・日程
5. 事業者募集に伴う基準・仕様
6. 要求水準書について
7. 要求水準書の主な変更点
8. 落札者決定基準の主な変更点
9. 様式集の主な変更点
10. 入札説明書等に関する問い合わせ



## 1. デザインビルド導入の経緯

本市の学校施設は建築後30年を経過したものが多く、施設の老朽化が大きな課題となっています。

毎年、多くの学校施設で外壁改修及び防水・屋根改修、トイレ改修、その他の大規模改修工事を実施しておりますが、その件数が近年増加し、発注部局の負担増大が大きな課題となっています。

このような状況と「公共工事の品質確保の促進に関する法律 第14条(多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択)」の趣旨を踏まえ、本事業では、高い技術力及び業務への熱意を備えた事業者を選定するため、「詳細設計付工事発注方法」による契約方式と「総合評価落札方式」による事業者選定方式を採用しています。

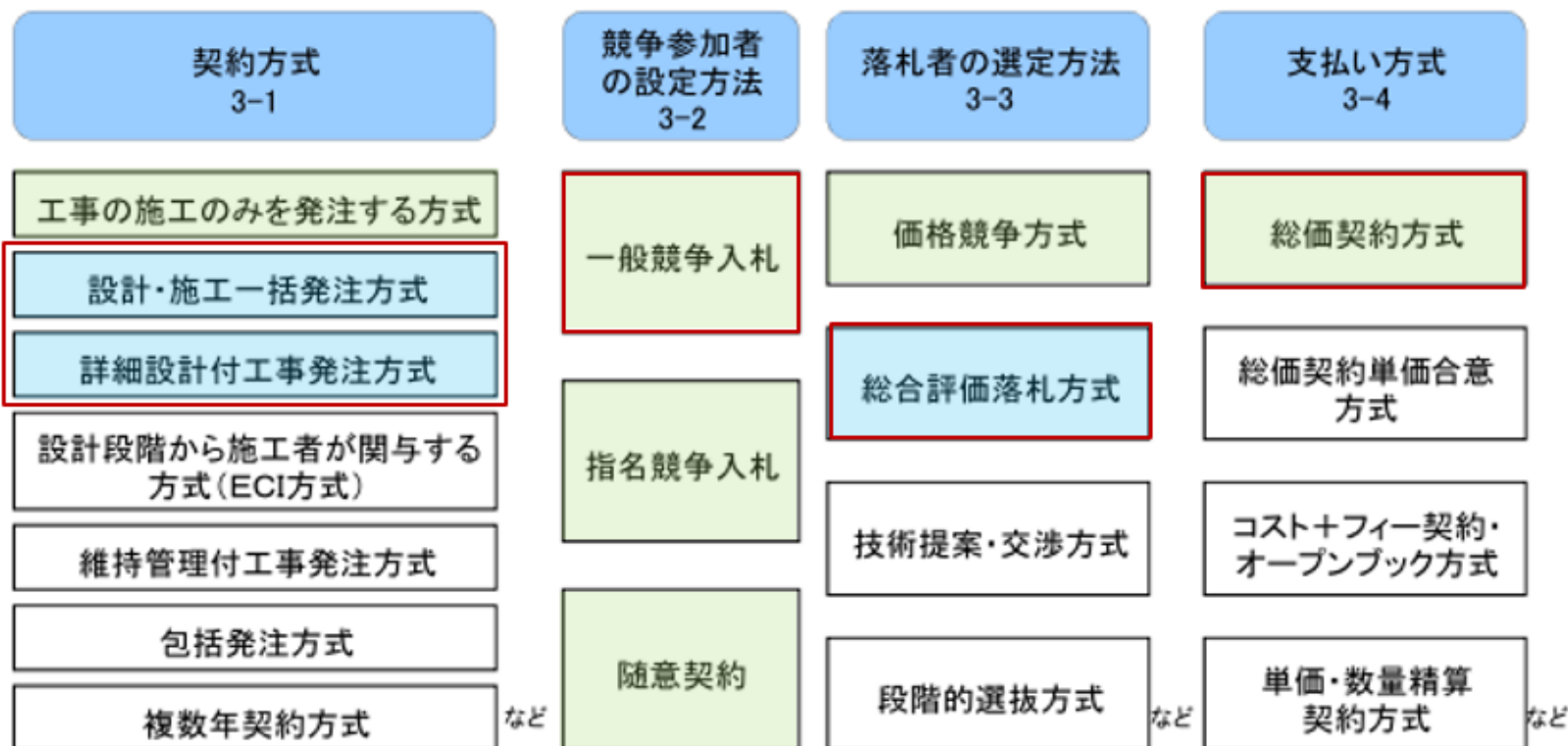
なお、今回は5物件(計9校)のトイレ改修をデザインビルドで発注します。



## 2. デザインビルドとは

「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(国交省)には従来の設計施工分離発注方式以外に、多様な工事調達の事例が示されており、本事業は下図の赤線で囲われた方式・方法を用いています。

### 【工事調達の例】



## 2. デザインビルドとは

デザインビルドと呼ばれるものには、下記の2つの方式があります。

### ①設計・施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を、施工と一括して発注する方式。

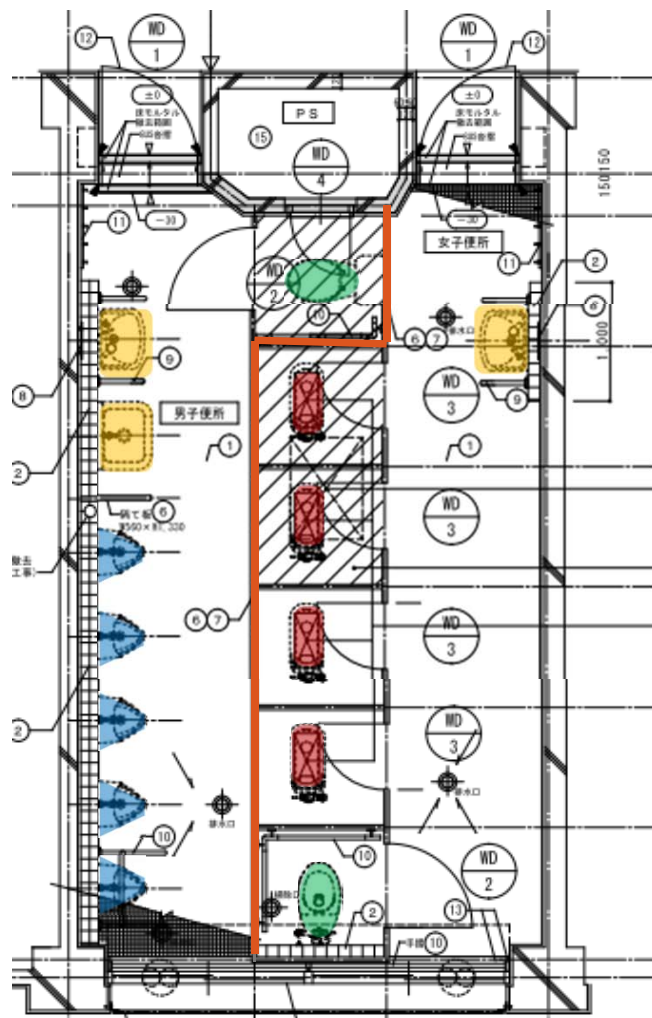


### ②詳細設計付工事発注方式 (本事業はこちらに該当します)

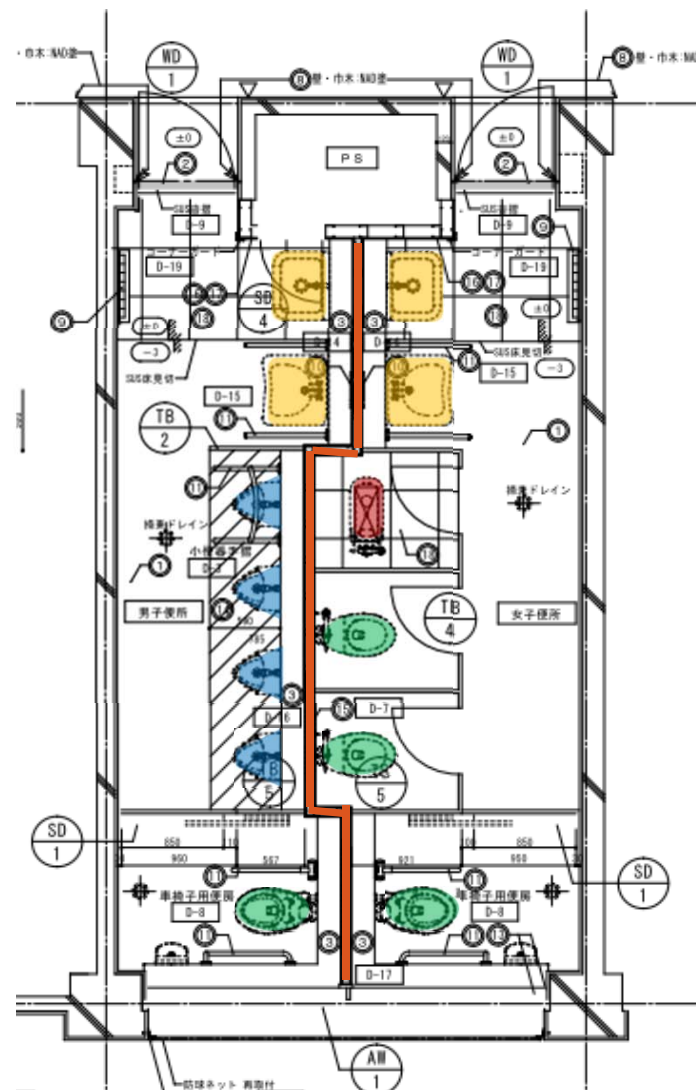
構造物の構造形式や主要諸元, 構造一般図等を確定した上で, 施工のために必要な詳細設計(仮設を含む)を施工と一括して発注する方式。



### 3. トイレ改修の概要(標準図を用いた改修設計)



着工前



完成後





### 3. トイレ改修の概要



着工前(女子トイレ)



施工中(ブース撤去)



完成後(女子トイレ)



施工中(撤去完了 タイル撤去の例)



## 4. 入札参加に必要な手続き・日程

入札参加に必要な手続きは5件共通ですが、各事業で日程が異なるためご注意ください。

内容	飛松中・東落合中 成徳小・西灘小	六甲小・灘小 摩耶小・福住小	水木小
入札説明書等の公表(入札公告)	1/8	1/8	1/8
入札説明書等説明会(中止)	1/20	1/20	1/20
入札説明書等に関する質問・意見の受付	1/25～29	3/1～5	3/15～19
入札説明書等に関する質問・意見に対する回答	2/5	3/12	3/26
入札参加表明書等の受付	2/8～10	3/15～17	3/29～31
入札資格審査結果の通知	2/17	3/24	4/7
入札書等及び事業遂行能力等審査書類の受付	2/22～26	3/29～4/2	4/12～16
落札者の決定	3月中旬	4月中旬	4月下旬
事業契約締結	3月中旬	4月中旬	4月下旬





## 5. 事業者募集に伴う基準・仕様

各事業で公表している基準及び仕様は下記の通りです。

### ①入札説明書

- ・入札手続き等の内容を記載したもの。

### ②要求水準書及び別紙資料

- ・事業者募集に伴う事業発注内容を記載したもの。

### ③落札者決定基準

- ・総合評価落札方式に伴う配点基準を記載したもの。

### ④事業契約書(案)

- ・落札者と契約する内容を記載したもの。

### ⑤様式集

- ・入札手続きに必要なとなる書類をまとめたもの。



## 6. 要求水準書について

### (1) 要求水準書の概要

要求水準書は、設計契約、工事契約、工事監理契約における、共通仕様書、特記仕様書及び図面に該当し、本業務の内容・仕様を具体的に記載したものです。

要求水準書には、事業の時期、全体像、設計するに当たっての基本方針、事業者を求める基本水準などの考え方を記載しています。

要求水準書の大半は各事業に共通した内容ですが、学校ごとに異なる情報は「第2章 設計業務要求水準 第3節 トイレ改修設計業務の要求水準」に記載しています。

別紙資料編には、各学校ごとの対象施設概要、位置図、標準レイアウト等、基本的に図として提示する内容をまとめています。



## 6. 要求水準書について

### (2)「設計業務要求水準」の解説

「第2章 設計業務要求水準 第3節 トイレ改修設計業務の要求水準」の構成

#### ①校舎棟のトイレ

- ・各トイレごとに、標準図のどのタイプで改修するかを明示
- ・標準図が適用できない場合は、必要な機器数を明示し、直近のトイレ改修工事に準じた仕様で設計する。
- ・仮設トイレの必要性の明示

#### ②体育館の便所

- ・標準図のレイアウトが適用できないため、必要な機器数を明示し、直近のトイレ改修に準じた仕様で設計する。

#### ③洋式化改修の対象の明示

#### ④その他 各施設個別の留意事項



## 7. 要求水準書の主な変更点

(前回事業である「その6」からの変更)

(1) 計画通知等申請業務を当事業対象外とした。(仮設トイレの工事着手を契約手続き完了後早々に可能とするため、上記業務を別途契約で設計・申請書類作成を行ない、申請業務は市職員が行なう。)

(2) ウェアラブルカメラ等を用いた「遠隔臨場」の実施を追加した。

(3) 工事監理者の資格要件については、「第2章1節3.(1)管理技術者(設計)」に示す設計業務にあたる者の資格要件に準じるものとした。(監理業務経験を削除した。)

(4) 工事監理者の検査項目にアスベスト含有建材の除去等を行なう作業についての立ち会いを追加した。

(5) 工事監理者の基準から「工事監理者チェックリスト」を削除した。

(6) 別紙資料編に参考工程表を追加した。合わせて各施設個別対応事項を併記した。

(参考) 前回より配置技術者の要件が下記の通りとなっているので注意すること。

① 技術者の配置にあたっては、原則入札確認書類に記載のある者とした。

② 補助員の要件を実務10年以上又は現場代理人経験ありとし、各施設に専任とした。



## 8. 落札者決定基準の主な変更点

(前回事業である「その6」からの変更)

### (1) 市の総合評価基準更新に伴う更新

(専門分野の資格取得, CPD 制度の資格取得, 消防団協力活動の統合)

### (2) 補助員の加点について各事業の対象施設が単一の場合は対象外とした。

(1施設に2人配置しての加点は過大であると判断したため)



## 9. 様式集の主な変更点

(前回事業である「その6」からの変更)

(1) 参加業者の資料作成負担軽減のため、共通事項入力欄を追加した。

(2) 参加業者の捺印負担軽減のため、下記注意書きを追記した。

(各種提出資料の捺印においては、印鑑証明書の登録印鑑(実印)とする。ただし、神戸市契約監理課との書面で印影が確認できるもの(契約書の写し等)を添付すれば神戸市届出印鑑(使用印)でもよいものとする。)

(3) 参加業者が提出する書類部数を5部から1部に変更した。



## 10. 入札説明書等に関する問い合わせ

問い合わせは次の連絡先へのみ行うこととし、各対象施設へ直接問い合わせないようお願いします。

- ①担当 神戸市建築住宅局技術管理課
- ②住所 〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号(三宮国際ビル4階)
- ③電話 078-595-6580
- ④FAX 078-595-6665
- ⑤メールアドレス [kenchikutogijyutsu@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kenchikutogijyutsu@office.city.kobe.lg.jp)

問い合わせの内容によっては、下記担当より折り返しの連絡になる場合があります。

- ①担当 神戸市建築住宅局建築課第3係

なお、要求水準書及び事業契約書等の内容に関する質問については、各事業で設けている質疑回答の期間に(様式集様式1-1)「入札説明書等に関する質問書」により電子メールで提出するようにして下さい。

(詳細については各事業の入札説明書をご確認下さい。)





以上

